

相模女子大学大学院長期履修制度取扱規程

平成28年12月7日
制定

(趣旨)

第1条 相模女子大学大学院(以下「本学」という。)における長期履修制度(以下「本制度」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、標準修業年限内での修学が困難な者が博士前期課程、博士後期課程および専門職学位課程での学修を希望する場合に、標準修業年限を超えた計画的な在学を認めることを目的とする。

(対象者)

第3条 本制度の対象となる学生は、本学に入学予定の者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者(自営業及び臨時雇用(単発的なアルバイトを除く。))を含む。
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他やむをえない事情を有すると学長が認めた者

(修業年限)

第4条 本制度を利用する学生の修業年限は次の各号に掲げるとおりとし、入学時に申し出るものとする。

- (1) 博士前期課程および専門職学位課程 3年または4年
- (2) 博士後期課程 4年、5年または6年

(許可)

第5条 前条の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

(手続)

第6条 本制度の利用を希望する者は、入学前の所定の期日までに長期履修制度願と第3条の該当要件を証明する書類を学長に提出しなければならない。ただし、栄養科学研究科については、出願期間以降、本制度の申請はできない。

(修業年限の変更・取り消し)

第7条 本制度の修業年限変更は、原則これを認めない。ただし、特別な事情があると認められた場合は、在学中一度に限り一年単位で短縮を申請することができる。修業年限の短縮については、研究科委員会の議を経て学長がこれを許可する。

- 2 修業年限の短縮によって生じる授業料等の差額は、短縮が決定した年度内に納めるものとする。

(休学の取り扱い)

第8条 長期履修学生の休学期間は、相模女子大学大学院学則第46条および相模女子大学専門職大学院学則第44条の定めるところによる。

(授業料等)

第9条 長期履修学生の授業料等は、相模女子大学大学院学則第54条および相模女子大学専門職大学院学則第52条に定める授業料等に標準修業年限を乗じた額を修業年限数で除した額とする。

- 2 実験、実習等に必要の費用は、別に徴収することがある。
- 3 長期履修学生の授業料は、徴収猶予および月割分納を認めない。

4 修業年限を終了してもなお修了できずに在学する学生の授業料等の額は、相模女子大学大学院学則第54条および相模女子大学専門職大学院学則第52条に定める額と同額とする。

(所管)

第10条 この規程は、学修・生活支援課の所管とする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、「学校法人相模女子大学諸規程に関する規程」第4条の定めるところによる。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 令和元年9月5日一部改正、令和元年10月1日から施行する。
- 3 令和2年3月5日一部改正、令和2年4月1日から施行する。